

## オフィス誘致マッチング事業業務委託仕様書

### 1. 業務の名称

オフィス誘致マッチング事業

### 2. 業務の場所

下関市内ほか

### 3. 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4. 業務の目的

下関市（以下、本市）において、若者の市外流出の影響による人口の社会減及び生産年齢人口の減少が続いている中、若者や女性に人気が高い事務系企業・ICT企業の誘致に向け、本市への進出を検討する企業の選定からアプローチまでを行うことで、新規立地を促進し、産業振興及び雇用の創出を図る。

### 5. 業務の内容

- (1) サテライトオフィスやバックオフィス等進出を検討する企業に対して、本市内に事業所（オフィス）設置の可能性を調査し、本市への進出に関心を示した企業と本市が個別に面談する機会を提供する。
- (2) 受託者は面談にあたり、本市及び面談企業の概要を双方に事前に情報提供のうえ、面談時の立ち合いと面談報告書を作成する。
- (3) 受託者は面談終了後、面談企業に対し、本市へ事業所設置の意向があるか確認する。
- (4) 企業へのアプローチに用いる本市の概要や特徴を掲載したPR素材を作製する。
- (5) 本業務における条件設定を次のとおりとする。
  - ①本市への進出を検討する企業とは、山口県外に本社があり、かつ本市内に事業所等がないこと。
  - ②事業所（オフィス）とは、開設する事業所の業務内容が次のいずれかを担うオフィスとする。
    - ・管理・営業拠点等、一般的な事務業務を行うためのオフィス
    - ・企画・開発・研究・情報通信・士業等、専門的な業務を行うためのオフィス
  - ③本市での操業開始時点で普通法人であり、かつ2名以上の従業員が本市事業所にて従事する想定であること。

- ④本市で操業開始後、5年以上継続してオフィスを運営する想定であること。
- ⑤オフィスを開設する物件は賃貸借、分譲の形態を問わないが、シェアオフィス・コワーキングスペースは除外する。また本市から紹介・斡旋等はないものとする。
- ⑥本市への進出にあたり、本市からの業務発注はないものとする。
- ⑦本市と企業との個別の面談は、対面又はオンラインでの実施とし、1社60分程度での実施とする。なお面談にあたり、お試し勤務や現地視察ツアー、交流会の設定は不要とする。

## 6. 成果目標

面談機会の提供を令和7年6月から令和8年2月までの期間に10社以上とする。  
また面談機会は、期間中に一時期に集中しないよう配慮すること。

## 7. 業務の実施体制

業務の進捗を管理する総括責任者を1人配置のうえ、下関市との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。また、業務を効果的に実施するための担当者を必要人数配置すること。

## 8. 実績報告書等の提出

### (1) 実績報告書

面談の機会毎に、面談報告書を提出すること。面談報告書とは別に実績に関する報告を求める場合があるので、その都度報告すること。

### (2) 成果報告書

業務の実施を完了したときは、業務内容、成果目標の達成状況、業務の課題、今後の改善点等を示した、業務の状況がわかる画像やデータを含む成果報告書を提出すること。

### (3) 成果品

本市の概要や特徴を掲載したPR素材の作製が完了しだい、本市に納品すること。

## 9. 委託料の支払時期

委託料の支払いは、原則として、業務終了後の精算払いとする。

※本業務に充てられる自己資金等の状況を考慮し、下関市が必要と認めた場合は業務終了前の支払い（概算払）も可能とする。

## 10. その他の留意事項

- (1) 本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。

- (2) 業務の遂行に当たり、作成したデザイン等の著作権は下関市に帰属する。
- (3) 業務の遂行に当たり、受託者の責に帰すべき事由により下関市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 面談に係る経費（会場使用料等）については、委託料に含むものとする。

#### 11. 特記事項

業務の履行に伴い、次の事項を遵守すること。

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱い特記事項」のとおりとする。
- (2) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する取扱いは、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (3) 下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

#### 12. 疑義の解決

この仕様書に定めのない事項については、下関市及び受託者と協議のうえ、定めるものとする。

## 別紙 2

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに

類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### 特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

#### 1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

#### 2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

#### 3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

#### 4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

## 別紙 4

### 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

#### (総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

#### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。